

令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯の方へ

給付金(10万円/1世帯)

のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、10万円の給付金を支給します。

対象世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で有田市に住民票がある世帯で、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯(※)
ただし、「世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯」は対象外です。

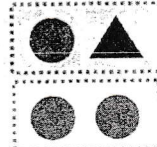
※住民税が均等割のみ課税されている世帯とは

令和5年度住民税が均等割のみ課税されているものだけで構成されている世帯
もしくは、均等割のみ課税されているものと非課税者または未申告者で構成されている世帯

● 令和5年度住民税
均等割のみ課税者
▲ 令和5年度住民税
非課税・未申告者



複数人世帯



支給方法

対象者には①支給要件確認書もしくは②支給要件申請書を送付します。

①
支給要件
確認書

申請期限

令和6年
3月15日(金)～
5月31日(金)
消印有効

②
支給要件
申請書

初回振込予定日

令和6年
3月27日(水)

● 支給要件を満たした場合、1世帯あたり10万円を支給します。

● 給付金の受給を希望される方は、

確認書・申請書の返送が必要です。

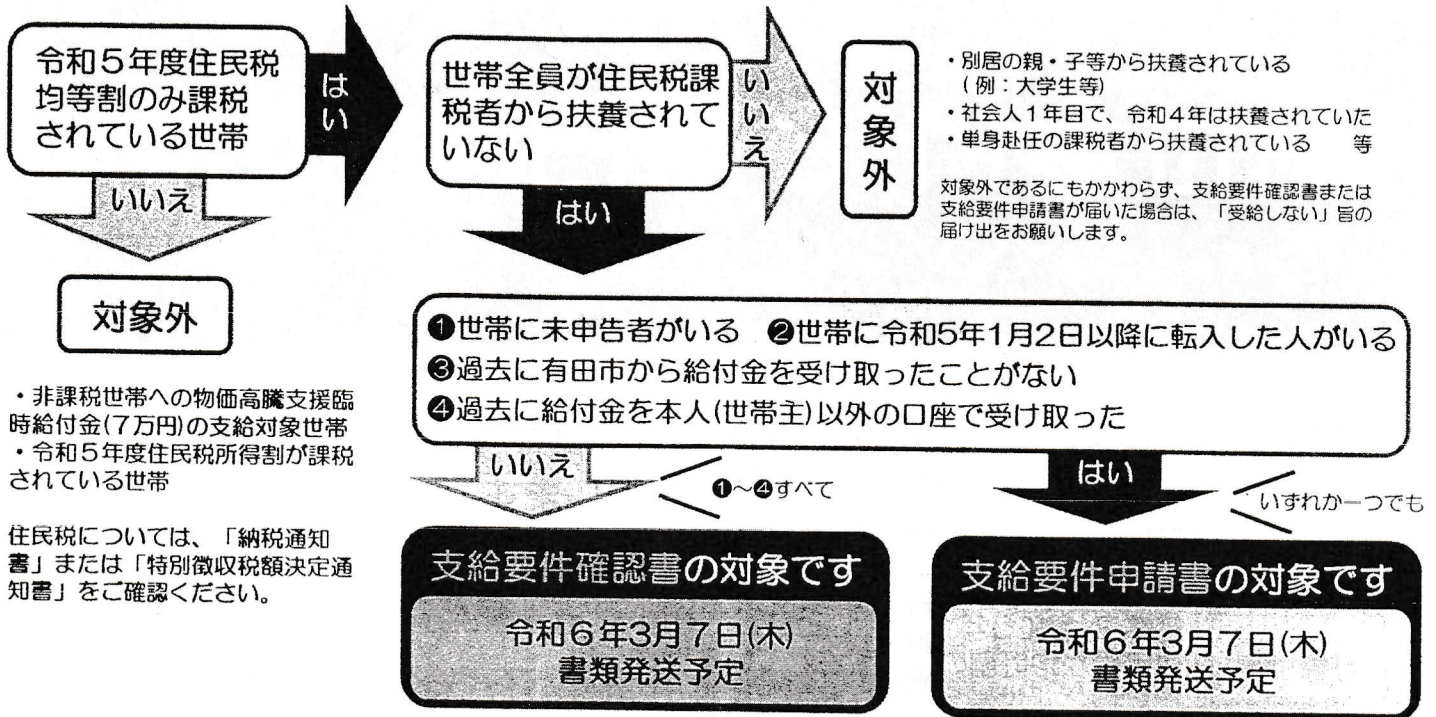
振込口座を変更したい場合/
給付金の受給を辞退したい場合
確認書および申請書に記載している方法で、
口座変更・辞退の手続きを行ってください。

支給要件確認書・申請書の返送方法は裏面へ

支給対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。

※令和5年12月1日時点で有田市に住民票がある世帯が前提条件です。



・非課税世帯への物価高騰支援臨時給付金(7万円)の支給対象世帯
・令和5年度住民税所得割が課税されている世帯

住民税については、「納税通知書」または「特別徴収税額決定通知書」をご確認ください。

※上記の発送書類とは別に、令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯で、他市町村での課税状況が確認できなかった世帯には、3月上旬にご案内を送付します。

郵送での申請方法

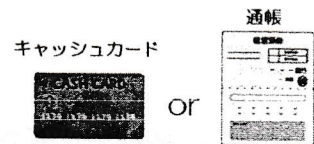
同封の支給要件確認書【記入例】を参考に 不備なく記入し、返信用封筒に入れて返送してください。



不備が発生すると、不備を解消するまで受給できません。不備の解消には時間がかかるため、受給が大幅に遅れます。返送の前によくある不備をご確認ください。

よくある不備

- ・口座の登録・変更を希望する際に、キャッシュカードもしくは通帳の見開きページの写しが同封されていない。
- ・本人確認書類の写しが同封されていない。
- ・口座名義欄にカタカナ以外を記入している。
- ・世帯主氏名が異なる。
- ・確認日(記入日)が空欄になっている。
- ・廃止、変更となっている金融機関名、支店名が記入されている。
- ・必要な箇所にチェックがなされていない。



※表紙を開いた最初のページの写しを同封してください。残高・明細の写しは必要ありませんので同封しないようご注意ください。

お問い合わせ

有田市役所 福祉課 福祉相談係

TEL: 0737-83-1111 (内線614)

受付時間 平日8:30~17:15 ※土日祝を除く

令和5年度住民税非課税世帯
又は住民税均等割のみ課税世帯の方へ

こども加算

(児童1人あたり5万円)

のご案内

物価高騰による家計の負担増を踏まえ、対象世帯への給付の加算(こども加算)を支給します。

【給付対象】

基準日：令和5年12月1日

〈参考〉
住民税は「均等割」と「所得割」
で構成されています

①対象者(世帯単位)

基準日時点で有田市に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税
(令和4年1月～12月の収入を基に算定)が

均等割非課税 又は 均等割のみ課税 である世帯

※なお、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は支給対象外です。

②加算対象となる児童の範囲

原則として上記①の給付対象世帯と基準日(令和5年12月1日)において同一世帯となっている
18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童

〈例外的に対象となる児童〉

ア. 基準日以降に生まれた新生児

イ. 対象世帯とは別世帯だが扶養している児童(申請が必要※)

※申請方法等は、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

(4月から申請受付開始予定)

〈例外的に対象とならない児童〉

施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動有無にかかわらず、

原則として対象外

【給付額】

児童1人あたり5万円 (世帯主に対象児童分を合算して給付します)

【受給手続】

対象世帯には、市から関係書類を送付します。

対象	市からの発送書類	主な手続き
対象世帯と基準日において同一世帯の18歳以下の児童 (上記給付対象②イを除く)	支給決定通知書 【プッシュ型】	手続は不要です (令和5年度中に支給実績がある世帯に対象が限られるため、市において同一口座への支給手続を実施します。)

【支給スケジュール(予定)】

手続不要の方

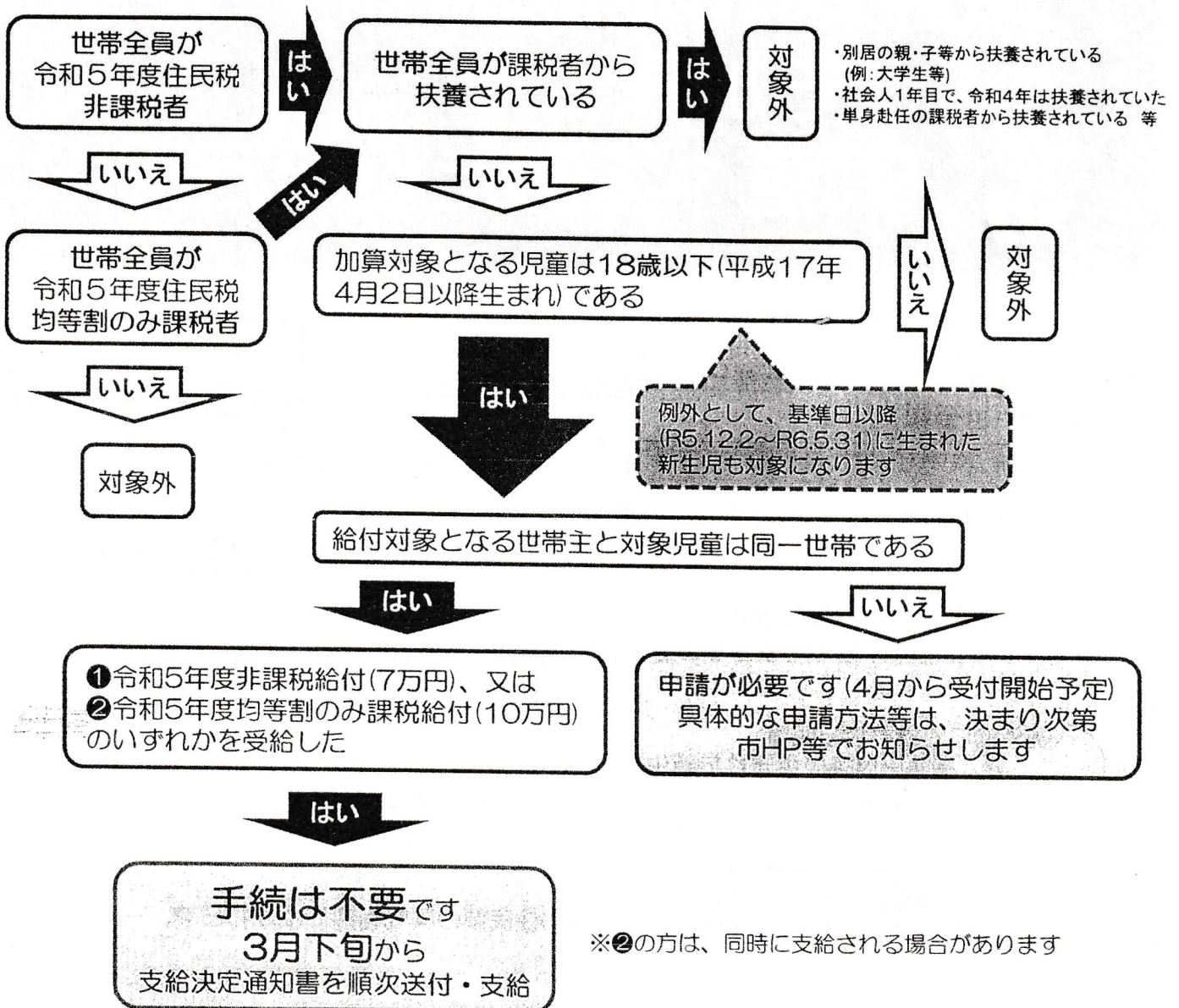


3月中旬に「支給決定通知書」を送付の上、給付金
(7万円又は10万円)と同一の口座へ支給します。

支給対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています

※令和5年12月1日時点で有田市に住民票がある世帯が前提条件です



【ご注意ください】

「子育て世帯向けの給付金(子育て世帯生活支援特別給付金)」と今回の「こども加算」では対象世帯の条件が一部異なります。

前回の受給者のうち「住民税 所得割 課税対象者」がいる世帯などは、対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ

有田市役所 福祉課 福祉相談係

TEL: 0737-22-3541 (内線614)

受付時間 平日8:30~17:15 ※土日祝を除く

4/1
期限!!

インボイス発行事業者は消費税の確定申告が必要です!

令和5年中にインボイス登録をされた事業者の方につきましては、
基準期間の課税売上高 1,000 万円以下でも、**免税事業者とはなりません**のでご注意ください!

消費税の申告をするための 3STEP

STEP
1

取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分

インボイス発行事業者の登録日（令和5年10月1日）以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります

STEP
2

税率ごと（8%と10%）に区分

売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です

STEP
3

確定申告書を作成

- **課税取引金額計算表**を作成すると、申告書の作成がスムーズです
- 令和5年分の消費税の申告・納付期限は**令和6年4月1日（月）**です
※ 個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です

➤ インボイス制度を機に**免税事業者**から**インボイス発行事業者**となった方へ

2割特例は、売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算**できる仕組みです。

一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、申告書の（2割特例）の適用欄に○を付記することで適用可能です。

➤ **個人事業者**向けのインボイス制度への対応のポイント

「これだけは押さえてほしい!」ポイントをまとめたサイトです。
ご自身のケースに合わせてご活用ください!



個人事業者のポイント

インボイス制度説明会のご案内

① 説明会・相談会の主な内容

- ・ インボイス制度の内容（基本的な仕組みや概要）
- ・ 登録申請手続の方法、消費税の確定申告の事前準備方法など

当日、登録申請手続を希望される「個人事業者」の方は、「スマートフォン」「マイナンバーカード(パスワード含む)」をご持参ください。
なお、スマートフォンをお持ちでない方は、書面による登録申請も出来ますので、ボールペン等の筆記用具をご持参ください。
※ e-Taxを利用されたことがある方は、**利用者識別番号**(パスワード含む)もご用意ください。

② 説明会・相談会の開催日程

開催年月日	時間	開催場所	定員	予約窓口
令和6年3月27日	10時~11時	〒643-0004 湯浅町湯浅2430-77	30名	湯浅税務署 個人課税部門 0737-63-5403 ※事前予約は、開催日の 1週間前まで 受付
令和6年4月24日	14時~15時	湯浅納税協会 3階 会議室		

※ なお、個別のご質問につきましては、時間の都合上、**当日お受けすることができません**。
登録要否や個別・具体的なお相談については、後日、**事前予約**の上、ご来署いただきますようお願いいたします。
【予約窓口：湯浅税務署個人課税部門 0737-63-5403】